

令和6年度 箕輪町防災交流施設 カフェ運営事業者 公募型プロポーザル審査要領

1 基本的な考え方

審査にあたっては、内容を公平かつ客観的に評価し、箕輪町防災交流施設のカフェ運営者として最適な事業者を選定すること。

2 審査者

審査者は、箕輪町の職員5人以内とし、企画振興課において選出する。なお、審査者氏名等の公表は一切行なわない。

3 提案に対する評価

次の評価基準に基づき審査する。

大項目	No.	提案項目名	審査内容	配点(5段階評価)	
運営体制 ・形態	①	店舗の運営方法	・施設の機能や役割を理解した上で運営方針となっているか。 ・運営方針等が、公共施設への出店としてふさしい内容となっているか。	15 12 9 6 3	30点
	②	従業員の配置体制	・責任体制や緊急時の体制が整っているか。 ・スタッフの配置が適切であるか。 ・スタッフへの教育方針は、適切であるか。	5 4 3 2 1	
	③	安全管理・食品衛生	・運営上の安全管理、食品衛生及び事故防止	5 4 3 2 1	
	④	廃棄物の回収	・廃棄物の適切な処理体制が整っているか。	5 4 3 2 1	
サービス	⑤	商品・サービスの構成	・提供メニューやサービスの内容及び価格等が利用者のニーズに合ったものとなっているか。	20 16 12 8 4	30点
	⑥	クレーム・要望等への対応	・利用者からのクレームや要望に対し、適切に対応できる体制が整っているか。	5 4 3 2 1	
	⑦	災害時の支援体制	・災害時にどのような支援を行うことができるか。	5 4 3 2 1	
収支計画 その他	⑧	収支計画及び使用料	・算出根拠が妥当で、確実性があるか。 ・健全な収支計画を持っているか。	5 4 3 2 1	5点

⑨	出店に際してアピール	・他事業者と比較して、優位な点はあるか。 ・地域活性化につながる取組みはあるか。	15 12 9 6 3	15 点
	プレゼンテーション・ヒアリング	・プレゼンテーションの提案内容やヒアリングの回答内容が、	20 16 12 8 4	20 点
				100

4 受託候補者の決定

評価点の合計が、最も高い提案者を受託候補者とする。ただし、第1受託候補者が辞退等した場合は、次に評価点の合計が高い提案者を受託候補者とする。